

大館市建設工事の施工体制点検等要綱

第1章 目的

(目的)

第1条 本要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）の趣旨を踏まえて、大館市が発注する建設工事に関して行う、入札契約手続等における監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任配置等に関する確認、及び工事現場等における施工体制の点検等を行うために必要な事項を定めるとともに、不適切な施工体制に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて技術者配置及び下請に関する基準を策定することにより、大館市が発注する建設工事について適正な施工体制を確保し、その品質の確保を図ることを目的とする。

第2章 入札契約手続等における確認

(発注前における確認)

第2条 契約検査課長及び建設工事の所管課（事業を所管する課等から建設工事の発注事務及び監督業務等を依頼された課等を含む。以下「工事所管課」という。）の長（以下「工事所管課長等」という。）は、入札参加者を公募する方式により執行する入札（以下「公募方式競争入札」という。）に付する建設工事について、現場に配置すべき監理技術者等の資格基準及び専任配置の要否について、当該建設工事に係る入札公告を行う前に確認し、指名審査会に報告しなければならない。

(開札後における確認)

第3条 契約検査課長は、公募方式競争入札に付する建設工事について、開札後、落札候補者の入札参加資格の確認を行うときに、当該建設工事に係る入札参加申込書に添付された配置予定技術者の資格及び施工経験に関する資料、及びその記載内容を証明する資料（以下これらを併せて「配置予定技術者資料」という。）に記載された配置予定の監理技術者等（以下「配置予定監理技術者等」という。）に関する基本的事項（配置予定監理技術者等に関する資格、所属、重複配置の有無等の事項を指す。以下同じ。）について確認し、監理技術者等の基本的事項に関する確認票（様式第1号。以下「技術者基本事項確認票」という。）を作成するものとする。

2 指名競争入札（入札参加者を公募する方式によるものを除く。以下同じ。）に付した建設工事については、指名業者に対して入札時に配置予定技術者資料の提出を求

めることができる。この場合、契約検査課長は、提出された資料に基づき配置予定監理技術者等の基本的事項について確認し、技術者基本事項確認票を作成するものとする。

- 3 前2項の確認にあたっては、他の建設工事に係る配置予定技術者資料、契約検査課が保有する直近の公共工事登録データ及びC O R I N S（「工事实績情報システム」の略。一般財団法人日本建設情報総合センターが運営するシステムで、工事实績の確認、手持ち工事量の確認、技術者の配置状況の確認を業者ごとに検索できるシステム。以下、「他の建設工事に係る配置予定技術者資料」及び「契約検査課が保有する直近の公共工事登録データ」と併せて「保有資料等」という。）を活用するとともに、必要に応じ当該配置予定技術者資料提出者への電話、面談等による事実関係の確認、及び他の建設工事の発注者との情報交換等を行うものとする。
- 4 契約検査課長は、第1項の確認により、配置予定監理技術者等について「保有資格の入札参加条件との不適合」、「所属に関する疑義」、「他の建設工事との重複配置」又は「監理技術者資格者証の保持に関する疑義（主任技術者に代わり監理技術者を配置する工事に限る。以下同じ。）」等の事実が認められるときは、当該配置予定技術者資料の提出者の入札は無効とし、当該配置予定技術者資料の提出に関し著しい悪質性が認められる場合には指名停止等必要な措置を講ずるものとする。なお、この場合において配置予定技術者資料の差し替えは認めないものとする。
- 5 前項の場合において、契約検査課長は、入札を無効とした旨及びその理由を当該配置予定技術者資料提出者に通知するものとする。
- 6 契約検査課長は、第2項の資料の提出がなかったとき、及び第2項の確認により、配置予定監理技術者等について「保有資格の入札参加条件との不適合」、「所属に関する疑義」、「他の建設工事との重複配置」又は「監理技術者資格者証の保持に関する疑義」等の事実が認められるときは、当該配置予定技術者資料の提出者の入札は無効とし、入札を無効とした旨及びその理由を当該配置予定技術者資料提出者に通知するものとする。

（入札後、契約締結前における確認）

第4条 削除

第3章 契約締結後の確認

（同一性確認）

- 第5条 契約検査課長は、契約締結後、入札に付した建設工事に実際に配置される監理技術者又は主任技術者（以下「配置監理技術者等」という。）と配置予定監理技術

者等が同一の者であることを技術者基本事項確認票で確認を行う。

- 2 前項の確認にあたっては、当該建設工事の契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が提出した現場代理人・主任（監理）技術者等選任届（添付書類を含む。以下当該添付書類も含め「技術者選任届等」という。）と当該建設工事に係る配置予定技術者資料との照合を行い、又は保有資料等を活用するとともに、必要に応じ当該契約者への電話、面談等による事実関係の確認、及び他の建設工事の発注者との情報交換等を行うものとする。
- 3 契約検査課長は、前2項の確認により、当該配置監理技術者等と配置予定監理技術者等とが同一の者でなく当該同一の者でない理由が合理的でないと認められるときは、工事所管課長等と協議し、契約を解除することとともに、当該技術者配置に関し著しい悪質性が認められる場合には指名停止等必要な措置を講ずるものとする。ただし、契約解除が困難な場合においては、当該事実を是正させたいとあって、指名停止及び工事成績評定点の減点等を行うものとする。なお、技術者選任届等の差し替えは、契約検査課長及び工事所管課長等が承認した場合の外は認めないものとする。

（専任配置確認）

- 第6条 契約検査課長は、監理技術者等を専任で配置すべき建設工事（請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）の建設工事のほか、入札公告又は指名通知等により監理技術者等の専任配置を入札参加要件としたものを含む。以下同じ。）である場合には、配置監理技術者等について、前条の確認のほか他の建設工事との重複配置の有無に関する確認を行い、当該確認事項を技術者基本事項確認票に記載するものとする。
- 2 監理技術者等を専任で配置すべき建設工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事については、前条及び前項の確認のほか監理技術者の所属及び監理技術者資格者証の保持に関する確認を行い、当該確認事項を技術者基本事項確認票に記載するものとする。
 - 3 前2項の確認にあたっては、当該建設工事の契約者が提出した技術者選任届等及び保有資料等を活用するとともに、必要に応じ当該契約者への電話、面談等による事実関係の確認、及び他の建設工事の発注者との情報交換等を行うものとする。
 - 4 契約検査課長は、第1項及び第2項による確認により、当該配置監理技術者等に関して、専任制違反の事実が確認された場合、又は所属及び監理技術者資格者証等の保持に疑義があると確認された場合には、工事所管課長等と協議し、契約を解除することとともに、当該監理技術者資格者証等の保持に関し著しい悪質性が認められる場合には指名停止等必要な措置を講ずるものとする。ただし、契約解除

が困難な場合においては、当該事実を是正させたいと、指名停止及び工事成績評
定点の減点等を行うものとする。なお、技術者選任届等の差し替えは契約検査課長
及び工事所管課長等が承認した場合の外は認めないものとする。

(随意契約による建設工事の場合の規定の準用)

第7条 随意契約による建設工事についても、第2章及び第3章に掲げる規定を準用
して監理技術者等の専任制等に関して確認を行うものとする。

第4章 工事現場等における施工体制の点検

(点検する者)

第8条 工事現場等で施工体制を点検(第10条に規定する「簡易点検」を含む。)す
る者(以下「点検者」という。)は、工事所管課長等が指定する監督職員とする。な
お、重点点検を行う場合の点検者は、原則として主任監督職員と監督職員の2名以
上とする。

(施工体制点検票による点検)

第9条 点検者は、監理技術者等を専任配置すべき建設工事について、施工体制点検
票(様式第3号)及び重点点検票(様式第4号)に基づき、契約検査課と連携をと
り、契約の概要、施工パターンの特殊性等(第12条第1項各号に掲げる特殊性を
いう。)を把握するとともに、下表のとおり、基本点検として基本的施工体制につい
て、重点点検として元請負人(大館市と直接工事を請け負った契約者をいう。以下
同じ。)の実質的関与についてそれぞれ確認するものとする。

区 分	点検項目	点検時期
基 本 点 検	(1) 監理技術者等の同一性等	技術者選任届等提出時(工 事着手前)
	(2) 工事カルテ	
	(3) 施工体制台帳及び添付書類	施工体制台帳及び施工計画 書の提出時
	(4) 施工計画立案、工程管理等の状況	
	(5) 監理技術者等の専任	施工中(工事初期)
	(6) 施工体系図	
	(7) 各種標識等の掲示	
重 点	(1) 監理技術者等の専任(再点検)	施工中(点検項目に応じた 適切な時期)
	(2) 発注者との協議の実施状況	

点 検	(3) 住民への説明等の実施状況 (4) 官公庁等への届出等の実施状況 (5) 近隣工事との調整の実施状況 (6) 施工計画の立案等の実施状況（再点検） (7) 工程管理等の状況（再点検） (8) 出来型・品質管理の状況 (9) 下請施工分の検査の実施状況 (10) 安全管理の状況 (11) 下請負人の施工調整・指導監督の実施状況	
--------	--	--

- 2 前項の表中基本点検項目の(1)から(4)及び(6)については、原則として当初提出された技術者選任届等、工事カルテ、施工体制台帳、施工計画書等（以下「施工体制資料」という。）に基づき確認するものとするが、元請負人の技術者に変更があった場合、新たに監理技術者を専任配置すべき建設工事となった場合等、施工体制に大幅な変更があった場合は、当該変更後の施工体制資料に基づき確認を行うものとする。
- 3 工期が複数年度に及ぶ建設工事については、各年度（工事期間が1月に満たない年度を除く。）において基本点検及び重点点検を行うものとする。

（施工体制簡易点検票による点検）

第 10 条 点検者は、監理技術者等を専任配置する必要のない建設工事については、施工体制簡易点検票（様式第5号）に基づき、契約検査課と連携をとり、契約の概要を把握し、下表のとおり簡易点検を行うものとする。なお、当該建設工事の工期が複数年度に及ぶ場合においては、各年度（工事期間が1月に満たない年度を除く。）において簡易点検を行うものとする。

点検項目	点検時期
(1) 施工計画の立案状況	施工中（工事初期）
(2) 監理技術者等の配置状況 (3) 下請負の状況	施工中（点検項目に応じた適切な時期）
(4) 各種標識等の掲示の状況	施工中（工事初期）

- 2 前項の規定により簡易点検を行った建設工事について、施工体制に疑義がないと認められた場合は、当該建設工事に係る施工体制の点検を終了するものとする。ただし、簡易点検終了後における監督業務等で、施工体制等に疑義が認められた場合においては、改めて簡易点検を行うものとする。
- 3 第1項及び前項の規定により簡易点検を行った建設工事において、施工体制に疑義があると認められた場合においては、当該建設工事の施工体制について、前条に基づき施工体制点検票により再点検しなければならない。

- 4 点検者は、簡易点検を行った建設工事について、契約金額の増額変更等により、監理技術者等を専任配置すべき建設工事となった場合においては、当該建設工事の施工体制について、前条に基づき施工体制点検票により再点検しなければならない。この場合の再点検は、当該変更後の施工体制資料に基づき行うものとする。

(点検において留意すべき点)

第 11 条 点検は、抜き打ちで行うものとするが、契約締結時に、契約者である元請負人に対し施工中に点検が行われることを告知するとともに、適正な施工体制の確保を要請するものとする。

- 2 点検の主たる対象は元請負人とするが、その実質的関与の状況を確認する場合など、必要に応じ最大 1 次下請負人（主たる部分を請負う 1 次下請負人又は下請負契約額が最大である 1 次下請負人をいう。以下同じ。）の状況についても把握するものとする。ただし、点検過程等で他の下請負人の役割や作業内容等に疑義が認められた場合には、当該他の下請負人についても必要な確認を行うものとし、確認結果は記録するものとする。

(基本点検終了後の処理)

第 12 条 点検者は、基本点検が終了した場合（基本点検において是正指導した場合は、当該是正の結果についても確認した場合をいう。）は、その結果を施工体制点検票に記載し、主任監督職員と合議のうえ、工事所管課長等の確認を得るものとする。この場合において、施工パターン等に次のような特殊性が認められず、かつ基本点検において疑義が認められないときは、重点点検を行うことなく、点検を終了することができるものとする。

- (1) 最大 1 次下請負人の下請契約額が元請契約額の過半を占めている。
- (2) 独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の者に下請させている。
- (3) 建設工事の主たる部分を他の者に下請させている。
- (4) 有資格業者登録名簿に登録されていない者又は大館市指名停止要綱（平成 20 年 4 月 1 日）に基づく指名停止期間中の者が下請負人となっている。
- (5) 建設工事の入札に係る相指名業者が下請負人となっている。
- (6) 同業種の者が 1 次下請負人となっている場合で、次に掲げる場合

ア 下請工事に対応する建設工事の種類について、有資格業者登録名簿上の格付が上位の者

イ 下請工事に対応する建設工事の種類について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 29 の総合評定値又は法第 27 条の 27 の経営規模等評価結果に係る数値が相当程度上回っている者

ウ 下請工事に対応する建設工事の種類について、有資格業者登録名簿上の格付が同位の者

エ 下請工事に対応する建設工事の種類について、法第27条の29の総合評定値又は法第27条の27の経営規模等評価結果に係る数値が同程度の者

(7) 工区割された同時期の隣接工事で、同一の建設業者が1次下請負人等である(同一の建設業者が一方の建設工事において元請負人に、他方の建設工事において1次下請負人となっている場合を含む。)

(8) 大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱(平成20年4月1日)に基づく低入札価格調査を受けて契約締結されている。

(9) その他元請負人の実質的関与について確認する必要性が認められる。

2 基本点検の結果施工体制等に疑義が認められる場合、又は、施工パターン等に前項各号に掲げる特殊性が認められる場合においては、基本点検に引き続いて重点点検を行うものとする。

3 第1項の規定により点検を終了した建設工事において、その後の監督業務等で施工体制等に疑義が認められた場合は、改めて点検を行うものとする。

4 前項の規定により改めて点検を行った結果、施工体制等に疑義が認められた場合においては、重点点検を行うものとする。

(重点点検終了後の処理)

第13条 点検者は、重点点検を終了した場合は、次条に定めるところにより、当該建設工事への実質的関与についての総合判定を行うとともに、元請負人及び最大1次下請負人それぞれに対し通知(様式第6号)し、双方の役割分担に関する意見書(様式第7号。以下「意見書」という。)の提出を求め、当該意見書の内容も踏まえて一括下請負の疑義に係る判断案を作成し、工事所管課長等の確認を得るものとする。

(一括下請負の疑義に関する判断)

第14条 点検者は、基本点検及び重点点検の結果に基づき、施工体制点検票及び重点点検票に定めるところにより当該建設工事への実質的関与に係る総合判定を次の区分により行うものとする。

総合判定	内 容
A	元請負人は、総合的な企画調整等全体を実施している。
B	元請負人は、総合的な企画調整等を部分的に実施している。
C	元請負人は、総合的な企画調整等を実施していない。

2 前項の総合判定が、Aの場合は一括下請負について「疑義なし」と判断し、B又はCの場合は、元請負人及び最大1次下請負人から双方の役割分担に関する意見書

を徴取し、その内容も踏まえて、一括下請負について「疑義なし」、「疑義あり」又は「要継続調査」と判断するものとする。なお、監理技術者等の専任が認められない場合は、法第26条に違反することから、これをもって一括下請負の「疑義あり」と判断するものとする。

(一括下請負に疑義に係る判断後の措置)

第15条 点検者は、前条第2項の判断結果に基づき、以下のとおり措置するものとする。

- (1) 「疑義なし」の場合は、点検を終了する。
- (2) 「要継続調査」の場合は、引き続き同様の点検を行うものとする。
- (3) 「疑義あり」の場合は、第18条に定めるところにより工事所管課長等を通じて必要な措置を講ずるものとする。

2 点検者は、前条第1号により点検を終了した建設工事であっても、その後の監督業務等において施工体制等に疑義が認められたときは改めて点検を行うものとする。

(点検票及び簡易点検票の提出)

第16条 点検者は、建設工事の工事完成検査に係る工事検査執行依頼書を提出後速やかに、工事記録、写真その他当該検査に必要な資料に添えて、点検票、重点点検票及び簡易点検票のうち、当該建設工事に係る点検内容に応じて必要なものを契約検査課長に提出するものとする。

2 契約検査課長は、工事完成検査終了後、前項の規定に基づき提出された点検票、重点点検票及び簡易点検票を点検者に返却するものとする。

(工事成績評定への反映等)

第17条 点検者及び工事成績評定者は、点検を通じて、建設業者に建設業法違反、施工体制等に関する不適切な点が認められた場合には、それを工事成績評定に適切に反映させるものとし、点検結果と工事成績評定との間に整合性が確保されるよう留意しなければならない。

第5章 疑義事実等に係る措置

(工事所管課長等の措置)

第18条 点検者は、適正化法第11条各号のいずれかに該当（違反）すると疑うに足る事実（以下「疑義事実」という。）又は施工体制面での不適切な事実を把握した

場合は、必要に応じて当該建設工事に係る施工体制点検票（重点点検票を含む。以下本条において同じ。）を添えて工事所管課長等に疑義事実を報告しなければならない。

- 2 工事所管課長等は、前項の報告を受けた場合には、次の措置等を行うものとする。
 - (1) 当該疑義事実等に係る違反等の程度が軽微で是正が可能と認められるときは、当該建設業者に対して早急に是正するよう指導する。
 - (2) 当該疑義事実が悪質若しくは著しく不適切なものと認められた場合（第14条第2項後段に定めるところにより一括下請負の「疑義あり」と判断された場合を含む。）又は是正の余地がないと認められた場合は、必要に応じて当該建設工事に係る施工体制点検票を添えて工事所管課を所管する部長及び総務部長を経て指名審査会及び市長に通知（様式第8号）するものとする。

（市長の措置等）

第19条 市長は、前条第2項第2号の通知があった場合においては、当該通知に関する調査を行ったうえで、事案に応じ次の措置等を行うものとする。

- (1) 当該建設業者に対する大館市指名停止要綱に基づく指名停止措置
- (2) 適正化法第11条各号のいずれかに該当（違反）すると判断した場合においては、同法同条に基づく当該建設業者の許可行政庁への通知（様式第9号）

（契約の取扱）

第20条 契約検査課長及び工事所管課長等は、点検等により契約者に疑義事実等が認められた場合においては、当該契約の解除について検討するものとする。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、建設工事の施工体制点検等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

監理技術者等の基本的事項に関する確認票

<配置予定技術者の基本的事項について>

工事番号 及び工事名					
技術者配置条件	専任配置	要・不要	現場技術管理者	要・不要	
	技術者区分	監理・主任	補助技術者※1	要・不要	
業 者 名					

配置予定技術者	確認事項	チェック欄		確認事項	チェック欄	
1	役職区分	役員等	☐ 一般 ☐	保有資格	適 ☐ 否 ☐	
	技術者区分※2	専任	☐ 一般 ☐	所属確認	適 ☐ 否 ☐	
	重複配置	開札後	有 ☐ 無 ☐	契約後	有 ☐ 無 ☐	
2	役職区分	役員等	☐ 一般 ☐	保有資格	適 ☐ 否 ☐	
	技術者区分※2	専任	☐ 一般 ☐	所属確認	適 ☐ 否 ☐	
	重複配置	開札後	有 ☐ 無 ☐	契約後	有 ☐ 無 ☐	
3	役職区分	役員等	☐ 一般 ☐	保有資格	適 ☐ 否 ☐	
	技術者区分※2	専任	☐ 一般 ☐	所属確認	適 ☐ 否 ☐	
	重複配置	開札後	有 ☐ 無 ☐	契約後	有 ☐ 無 ☐	
4	役職区分	役員等	☐ 一般 ☐	保有資格	適 ☐ 否 ☐	
	技術者区分※2	専任	☐ 一般 ☐	所属確認	適 ☐ 否 ☐	
	重複配置	開札後	有 ☐ 無 ☐	契約後	有 ☐ 無 ☐	
開 札 後 確 認 結 果						
確認方法	CORINS 確認、他工事資料確認、登録データ確認、電話・面談等、他機関問合せ					
確認日：	年	月	日	確認者氏名：		
判 定						
契 約 後 確 認 結 果						
確認方法	CORINS 確認、他工事資料確認、登録データ確認、電話・面談等、他機関問合せ					
確認日：	年	月	日	確認者氏名：		
判 定						
備 考※3						

※1 本欄については、低入札価格調査終了後に記入すること。

※2 「技術者区分」欄の「専任」は営業所技術者を、「一般」はその他の技術者を指す。

※3 契約後に確認した結果、開札後において確認できなかった新たな事実があった場合においては、その内容及びその結果行った措置内容等を「備考」欄に記入すること。

工事現場等における施工体制点検票

確認日： 年 月 日

1. 契約の概要

契約締結日		工事所管課等	
工事番号			
工事名			
工事場所	大館市		
工期			
契約金額(a)	¥ (当初金額)		

2. 元請負人及び下請負人に関する事項

元 請 負 人 に 関 す る 事 項					
所在地					
業者名				代表者氏名	
許可区分	特定・一般	格付		地域区分	市内・県内・県外
1次下請合計額(b)	¥			元請比率(c)/(a)*100	
元請実施額(c)=(a)-(b)	¥			%	
最大1次下請負人（1次下請負人の中で契約額が最大の者）に関する事項					
所在地					
業者名				代表者氏名	
許可区分	特定・一般	格付		地域区分	市内・県内・県外
下請工事の 主な内容					
下請金額(d)	¥			下請比率(d)/(a)*100	%

※ 格付欄は、格付が設定されていない工種の場合は「無」と記入すること

※ 1次最大下請負人が大館市の登録業者でない場合は、その者の格付欄は記入不要

3. 施工パターンの特殊性について

☐ 疑義なし（下記のA～Jに該当しない。）	
特 殊 性 等	☐ A 最大1次下請人の下請契約額が元請契約額の過半を占めている
	☐ B 独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の者に下請させている
	☐ C 建設工事の主たる部分を他の者に下請させている
	☐ D 有資格業者名簿に登録されていない者又は指名停止中の者が下請負人となっている
	☐ E 相指名業者が下請負人となっている
	☐ F 同業種の上位規模又は上位ランクの者が1次下請負人となっている
	☐ G 同業種と同規模又は同位ランクの者が1次下請負人となっている
	☐ H 工区割りされた同時期の隣接工事で、同一の者が1次下請負人等である (一方が元請で他方が下請の場合を含む)
	☐ I 低入札価格調査を受けて契約締結した工事である
	☐ J その他元請負人の実質的関与を確認する必要がある
理由（ ）	

基本点検（基本的施工体制関係）

1. 「現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届」等の提出時における確認

(1) 監理技術者の同一性等に関する確認（工事着手前に確認）

① 監理技術者本人に携帯している監理技術者資格者証を提示させ、次の内容を確認する。 ☐ 本人の写真（照合） ☐ 資格区分 ☐ 裏書の変更状況 ☐ 所属 ☐ 期限 ☐ 講習の受講状況	☐ 不備なし ☐ 不備あり ⇒ ②の調査を実施
② ①で不備がある場合、監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを、次のいずれかの書類を提示させ、確認する。 ☐ 市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し ☐ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し ☐ 所属会社の雇用証明書の写し ☐ その他上記に準ずる資料 ☐ 直接的・恒常的雇用関係にある ☐ 疑義あり ⇒ 重点点検	
③ 「配置予定技術者の資格・工事経歴」（公募型指名競争入札の場合）及び「現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届」に記載されている監理技術者と監理技術者資格者証に記載されている者の同一性を確認する。	☐ 同一又は同一でないことに合理的理由がある ☐ 疑義あり ⇒ 重点点検

(2) 工事カルテに関する確認

① 工事カルテの内容を確認する。	☐ 不備なし ☐ 不備あり ⇒ 是正指導
② 工事カルテ受領書（写）を受理する。	☐ 提出済み ☐ 未提出 ⇒ 是正指導

2. 「施工体制台帳」、「施工計画書」等の提出時における確認

(1) 施工体制台帳及び添付書類に関する確認

① 施工体制台帳及び添付書類（下請契約書の写し・金額入り、監理技術者資格者証、雇用証明書類及び再下請負通知書）が漏れなく提出されていることを確認する。	☐ 全て提出済み ☐ 未提出の書類あり ⇒ 是正指導
② 施工体制台帳に記載されている監理技術者が「配置予定技術者の資格・工事経歴」及び契約後の「現場代理人・主任（監理）技術者等選任届」に記載されている監理技術者と同一であることを確認する。	☐ 同一である ☐ 疑義あり ⇒ 重点点検

(2) 施工計画立案、工程管理等の状況の確認

① 施工計画書及び工程表をもとに監理技術者又は主任技術者と打ち合わせを行い、次の点を確認する。	
a. 施工計画（工程計画、安全計画、品質計画等）を立案しているか	☐ 立案している ☐ 疑義あり ⇒ 重点点検
b. 工事の手順、段取りを含め、工事全体を把握しているか	☐ 把握している ☐ 疑義あり ⇒ 重点点検

3. 工事現場における確認

(1) 監理技術者又は主任技術者の常駐の確認

① 監理技術者等が工事現場に常駐していることを確認する。	☐ 常駐している ☐ 疑義あり ⇒ 重点点検
② 実質的に常駐が困難な工事（24 時間行う夜間工事等）については、次の点を確認する。	
a. 不在時における技術上の管理及び工事従事者への指導監督について適切に実施しているか	☐ 適切に実施している ☐ 疑義あり ⇒ 重点点検
b. 不在時における緊急の連絡体制について整備しているか	☐ 整備している ☐ 疑義あり ⇒ 重点点検

(2) 施工体系図に関する確認

① 施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを確認する。	☐ 掲げられている ☐ 掲げられていない ⇒ 是正指導
② 施工体系図の記載内容が施工体制台帳及びその添付書類の記載内容と整合性がとれているかを確認する。	☐ 整合性がとれている ☐ 整合性がとれていない ⇒ 軽微な不整合は是正指導、重要部分の不整合は重点点検
③ 施工体系図に記載のない業者が工事現場で作業していないことを、安全教育出席者名簿、作業指示書等の現場書類と施工体系図の照合により確認する。	☐ 作業していない ☐ 疑義あり ⇒ 重点点検
④ 身分証明書又は運転免許証により、施工体系図に記載されている主任技術者本人であることを確認する。	☐ 本人である ☐ 確認不可 ⇒ ⑤により確認
⑤ ④の確認ができない場合、主任技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険被保険者証等）を提示させて確認する。	☐ 雇用関係にある ☐ 疑義あり ⇒ 重点点検

(3) 各種標識等の掲示の確認

① 建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていることを確認する。	☐ 掲示等されている ☐ 掲示等されていない ⇒ 是正指導
② 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場標識（シール）が掲示されていることを確認する。	☐ 掲示及び配布されている ☐ 掲示又は配布されていない ⇒ 是正指導
③ 労災保険関係成立票が工事現場の見やすい場所に掲示されていることを確認する。	☐ 掲示されている ☐ 掲示されていない ⇒ 是正指導

基本点検の結果	疑義あり	重点点検の結果	実質的関与の総合判定（再掲）	意見書の有無	一括下請負の疑義	
	☐ 疑義なし（是正指導のみ含む） ☐ 1 監理技術者の同一性等 ☐ 2 工事カルテ【是正指導項目】 ☐ 3 施工体制台帳及び添付書類 ☐ 4 施工体制立案、工程管理等 ☐ 5 主任（監理）技術者の常駐 ☐ 6 施工体系図 ☐ 7 各種標識等の掲示【是正指導項目】		☐ A 元請負人は総合的な企画調整等全体を実施 ☐ B 元請負人は総合的な企画調整等を部分実施 ☐ C 元請負人は総合的な企画調整等を実施せず	☐ 意見書あり（左記の総合判定が B 又は C の場合） ☐ 意見書なし		☐ 疑義なし ☐ 要継続調査 ☐ 疑義あり

様式第4号（第9条関係）

重点点検（元請負人の実質的関与関係）

重点点検事項	☐ 基本点検で疑義が認められる ☐ 施工パターンに特殊性が認められる （特殊性の概要記入）	①元請負人の業務実施状況	②最大1次下請負人の元請負人が行なうべき業務への関与状況	③元請負人が行うべき業務の実質的実施者 （①及び②の結果により判定）																
		○：実施している △：一部欠けている （ほぼ常駐） ×：ほとんど又は全く実施していない（常駐なし） ー：判別不能	○：元請に代わって実施 △：元請の補助として実施 □：担当分野を実施 （7,8,10の項目） ×：関与していない ー：判別不能、確認対象外	<table border="1"> <tr> <th>①</th><th>②</th><th>③</th></tr> <tr> <td>○</td><td>×</td><td>○元請負人が実施</td></tr> <tr> <td>×</td><td>○・□</td><td>×1次下請負人が実施</td></tr> <tr> <td>△</td><td>△・□</td><td>△元請・1次下請が共同実施</td></tr> <tr> <td>○</td><td>□</td><td>○元請負人が実施</td></tr> <tr> <td>○</td><td>○</td><td>○・△あり得ないケース</td></tr> </table>	①	②	③	○	×	○元請負人が実施	×	○・□	×1次下請負人が実施	△	△・□	△元請・1次下請が共同実施	○	□	○元請負人が実施	○
①	②	③																		
○	×	○元請負人が実施																		
×	○・□	×1次下請負人が実施																		
△	△・□	△元請・1次下請が共同実施																		
○	□	○元請負人が実施																		
○	○	○・△あり得ないケース																		
1 監理技術者又は主任技術者の常駐(再点検) ・ 元請負人常備の監理技術者又は主任技術者が常駐しているか ※ 基本点検項目である同一性、常駐性の再点検																				
		[特記事項]																		
2 発注者との協議 ・ 請負契約に基づく協議・報告等、設計内容の確認、変更協議等の打ち合わせを主体的に実施しているか ※ 協議、報告、打ち合わせの状況等を勘案																				
		[特記事項]																		
3 住民への説明等 ・ 工事施工に関する具体的内容について住民説明を行っているか ・ 住民からの苦情等に対して的確に対応しているか ※ 日報、苦情処理状況等に着目																				
		[特記事項]																		
4 官公庁等への届出等 ・ 労働安全衛生法、環境法令に定められた官公庁への届出等や、工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議をしているか ※ 各種届出、申請書の控え等に着目																				
		[特記事項]																		
5 近隣工事との調整 ・ 近隣工事との調整を適切に実施しているか ※ 近隣工事との関係に注目																				
		[特記事項]																		

6 施工計画等（再点検） ・ 設計図書の内容の適切な把握、その照査の的確な実施、施工計画（工程計画、安全計画、品質計画等）の立案、その必要な計画修正を適切に実施しているか ※ 施工計画書、施工計画の打ち合わせ状況等を勘案			
	[特記事項]		
7 工程管理等（再点検） ・ 工事全体の把握、工事の手順・段取りの適切な調整・指揮、工程変更を余儀なくされた場合の適切な対応、災害防止のための臨機の措置を実施しているか ※ 施工計画と実際との差等に着目			
	[特記事項]（点検結果②が□の場合＝専門工種のみの工程管理等を実施している場合）の当該担当分野等		
8 出来型・品質管理 ・ 品質確保のための体制整備、所定の検査・試験の実施、その結果の適切な保存をしているか。不具合等発生時に適切な対策を実施しているか ※ 出来型報告書類、品質記録書類、写真等に着目			
	[特記事項]（点検結果②が□の場合＝専門工種のみの工程管理等を実施している場合）の当該担当分野等		
9 下請施工分の検査 ・ 下請負人が施工した工事の検査を実施しているか ※ 点検時にヒアリングし、元請の出来型 管理資材等にも着目			
	[特記事項]		
10 安全管理 ・ 安全確保に責任ある体制を保持しているか。設備・機械・安全施設・安全行動等の点検、労働者の安全教育・下請負人の安全指導を実施しているか ※ 施工計画書、仮設物の状況及び点検記録、日報、安全大会、安全パトロール・教育の実施状況等に着目			
	[特記事項]（点検結果②が□の場合＝専門工種のみの工程管理等を実施している場合）の当該担当分野等		
11 下請負人の施工調整及び指導監督 ・ 施工場所・施工取り合い部分・仮設物の使用等についての調整指揮、施工上の留意点・技術的内容についての具体的な指導をしているか。施工体制台帳、施工体系図を整備しているか ※ 現場施工状況、下請負人からの苦情・下請事故等の処理、施工体制台帳、施工体系図等の管理の状況に着目			
	[特記事項]		
「実質的関与」に係る 総合判定	□A： ③の欄が全て○（元請負人は総合的な企画調整等全体を実施） □B： A、C 以外（元請負人は総合的な企画調整等を部分実施（1次下請負人と共同実施） →意見書徴取 □C： ③の欄が全て△又は×（元請負人は総合的な企画調整等全体を実施せず＝1次下請負人が実施） →意見書徴取		点検結果③の欄（実質的实施者）の ○・△・×の数
			○ △ ×

工事現場等における施工体制簡易点検票

1. 契約の概要

契 約 締 結 日		工事所管課等	
工 事 番 号			☐ 確認済
工 事 名			☐ 確認済
工 事 場 所	大館市		☐ 確認済
工 期			☐ 確認済
契 約 金 額	¥		☐ 確認済
元 請 負 人 名			☐ 確認済
配置技術者氏名		配置区分	☐ 監理 ☐ 主任 ☐ 確認済

2. 点検項目

点検項目と具体的な内容		確認欄
施工計画を立案しているか		いる・いない
(いる場合)	工事の手順、段取りを含めて工事全体を把握しているか	いる・いない
(いない場合)		▶疑義あり
現場代理人・主任（監理）技術者等選任届に記載された者が主任（監理）技術者として現場配置されているか		いる・いない
(いない場合)	合理的な理由があるか	ある・ない
(ない場合)		▶疑義あり
当該工事に下請負があるか		ある・ない
(ない場合)	元請負人以外の者が当該工事現場で作業していないか	いない・いる
(いる場合)		▶ 疑義あり
(ある場合)	下請契約書の提示はあるか	ある・ない
	下請負人は建設業許可を受けている者か※	いる・いない ・ 不要
	下請負人は建設業法に基づく指示又は営業停止の措置を受けている者ではないか	いる・いない
	下請負人の技術者配置状況は適切か	適切・不適切
	下請負人はその他法令等に違反していないか	いる・いない
(「ない」、「いない」、「不適切」に該当する場合)		▶ 疑義あり
各種標識等(建設業許可証、建退共標識シール、労災保険関係成立票等)が 公衆の見やすい場所に掲示されているか		いる・いない
(いない場合)	合理的な理由があるか	ある・ない
(ない場合)		▶疑義あり
総合評価	疑義あり ・ 疑義なし	

※ 下請工事が建設業法施行令第1条の2に該当する場合には「不要」を「○」で囲む。

様式第 6 号（第 1 3 条関係）

発第 号
年 月 日

様
(元請負人又は下請負人)

大 館 市 長

意 見 書 徴 取 通 知 書

次の建設工事について、元請負人（下請負人）としての貴社の役割を確認したので、これについての意見書を提出してください。

1. 建設工事

工事番号・工事名	
----------	--

2. 提出期限

年 月 日 (本通知書発送日から概ね 1 0 日経過した日)

3. 意見書様式

意見書の様式は様式第 7 号のとおりとする（様式第 6 号を添付）

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

大 館 市 長 様

（元請負人又は下請負人）

意 見 書

当社が元請負人（下請負人）となっている建設工事に係る元請負人及び下請負人の役割について、次のとおり意見を述べます。

1. 建設工事

工事番号・工事名	
----------	--

2. 元請負人（又は下請負人）

（名称）

（注）本意見書提出者の名称を記載すること。

3. 元請負人及び下請負人の役割についての意見

（下請契約において認識されている役割分担、その遂行状況等）

--

（注）元請負人、下請負人それぞれの役割分担について記載すること。

様式第 8 号（第 1 8 条関係）

発第 号
年 月 日

大 館 市 長（及び指名審査会会長） 様

（工事所管課を所管する部長等）

建設業法等違反の疑い等について（通知）

次の建設業者について、建設業法等違反を疑うに足る事実等が認められたので通知します。

1. 建設業者

(名称)	(許可番号)
------	--------

2. 建設業法違反を疑うに足る事実等が認められた建設工事

工事番号・工事名	
----------	--

3. 建設業法等違反を疑うに足る事実等

☐	建設業者が、その業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適当であると認められる。 （建設業法第 28 条第 1 項第 3 号）
☐	建設業者が一括下請負の規定に違反していると認められる。（建設業法第 28 条第 1 項第 4 号）
☐	建設業者が、国土交通大臣又は当該都道府県知事の許可を受けないで建設業を営む者と下請負 契約を締結した。（建設業法第 28 条第 1 項第 6 号）
☐	建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と 5, 0 0 0 万円（建築工事業においては 9, 0 0 0 万円）以上となる下請契約を締結した。（建設業法第 28 条第 1 項第 7 号）
☐	建設業者が、営業の停止を命ぜられ又は営業を禁止されている者と当該範囲に係る下請契約を 締結した。（建設業法第 28 条第 1 項第 8 号）
☐	建設業者が、下請契約を締結したにもかかわらず、施工体制台帳を作成していない、又は工事 現場に備え置いていない。（建設業法第 24 条の 8 第 1 項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進 に関する法律第 15 条）

☐	特定建設業者たる建設業者が、施工体系図の作成が必要な建設工事について、施工体系図を作成してない、又は工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示してない。(建設業法第 24 条の 8 第 4 項及び適正化法第 15 条第 1 項)
☐	建設業者が、施工体制台帳を作成しなければならない建設工事について、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しない。(適正化法第 15 条第 2 項)
☐	建設業者が、施工体制台帳を作成した建設工事について、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を発注者が求めたにもかかわらず、これを拒否した。(適正化法第 15 条第 3 項)
☐	元請負人が施工体制台帳を作成している建設工事について下請契約を締結した場合において、下請負人が請け負った建設工事をさらに他の建設業者に下請させたにもかかわらず、建設業者たる元請負人にその旨を通知しなかった。(建設業法第 24 条の 8 第 2 項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条)
☐	建設業者が、監理技術者又は主任技術者を適正に配置しなかった。(建設業法第 26 条)
☐	建設業者が、一式工事に含まれる他の建設業の許可に係る建設工事、又は請け負った建設工事に附帯する他の建設業の許可に係る建設工事を自社で施工するにもかかわらず、専門技術者を適正に配置しなかった。(建設業法第 26 条の 2)
☐	その他施工体制面において著しく不適切 (具体的内容：)

(注) 該当する違反事実等の□にレを記入すること。また、不要な違反事実等の項目は消去して差し支えない。

4. 3 の事実等の概要

発第 号
年 月 日

（許可行政庁の長） 様

大 館 市 長

建設業法等違反の疑いについて（通知）

次の建設業者について、建設業法等違反を疑うに足る事実が認められたので、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 1 1 条の規定に基づき通知します。

1. 建設業者

（名称）	（許可番号）
------	--------

2. 建設業法等違反を疑うに足る事実が認められた建設工事等

工事番号・工事名	
----------	--

3. 建設業法等違反を疑うに足る事実等

☐	建設業者が、その業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適当であると認められる。 （建設業法第 28 条第 1 項第 3 号）
☐	建設業者が一括下請負の規定に違反していると認められる。（建設業法第 28 条第 1 項第 4 号）
☐	建設業者が、国土交通大臣又は当該都道府県知事の許可を受けずに建設業を営む者と下請負契約を締結した。（建設業法第 28 条第 1 項第 6 号）
☐	建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と 5, 0 0 0 万円（建築工事業においては 9, 0 0 0 万円）以上となる下請契約を締結した。（建設業法第 28 条第 1 項第 7 号）
☐	建設業者が、営業の停止を命ぜられ又は営業を禁止されている者と当該範囲に係る下請契約を締結した。（建設業法第 28 条第 1 項第 8 号）
☐	特定建設業者たる建設業者が、下請契約を締結したにもかかわらず、施工体制台帳を作成していない、又は工事現場に備え置いていない。（建設業法第 24 条の 8 第 1 項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条）

☐	建設業者が、施工体系図の作成が必要な建設工事について、施工体系図を作成してない、又は工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示してない。(建設業法第 24 条の 8 第 4 項及び適正化法第 15 条第 1 項)
☐	建設業者が、施工体制台帳を作成しなければならない建設工事について、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しない。(適正化法第 15 条第 2 項)
☐	建設業者が、施工体制台帳を作成した建設工事について、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を発注者が求めたにもかかわらず、これを拒否した。(適正化法第 15 条第 3 項)
☐	元請負人が施工体制台帳を作成している建設工事について下請契約を締結した場合において、下請負人が請け負った建設工事をさらに他の建設業者に下請させたにもかかわらず、建設業者たる元請負人にその旨を通知しなかった。(建設業法第 24 条の 8 第 2 項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条)
☐	建設業者が、監理技術者又は主任技術者を適正に配置しなかった。(建設業法第 26 条)
☐	建設業者が、一式工事に含まれる他の建設業の許可に係る建設工事、又は請け負った建設工事に附帯する他の建設業の許可に係る建設工事を自社で施工するにもかかわらず、専門技術者を適正に配置しなかった。(建設業法第 26 条の 2)
☐	その他施工体制面において著しく不適切 (具体的内容：)

(注) 該当する違反事実等の□にレを記入すること。また、不要な違反事実等の項目は消去して差し支えない。

4. 3 の事実等の概要

5 添付書類